第六十二条の三第四項第十号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業（同法第二条第一項第四号」を「マンション再生事業（同法第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業を」を「マンション再生事業を」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第十号」に改め、「）に対する土地等」の下に「（同法第五十五条第一項第二号に規定する隣接施行敷地権（以下この号において「隣接施行敷地権」という。）に係るもの及び同項第三号に規定する施行底地権に係るものを除く。）」を加え、「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第十一号」に、「施行マンションが」を「建替前マンション若しくは滅失したマンション（同項第一号に規定するマンションをいう。以下この号及び次号において同じ。）で同項第十三号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンションの」を「建替前マンション若しくは当該滅失したマンションの」に、「であるマンション建替事業」を「であるマンション再生事業」に、「同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地」を「隣接施行敷地権」に、「のマンション建替事業」を「のマンション再生事業」に、「（第六号」を「（第七号」に、「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百二十一条第一項第九号」を「第四条第二項第六号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「第百十三条」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定める計画」に、「同法第百九条第一項に規定する決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に改め、「の土地」の下に「又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地」を加え、「同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、「、当該」を「、これらの」に改め、同項第十二号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十三号及び第十四号中「第七項」を「第八項」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第十五号中「第七項」を「第八項」に、「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十六号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同条第五項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第六項中「この項及び第十項」を「この条」に改め、同条第十五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第四項の場合において、法人が、同項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。

第六十三条第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号の二中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改める。

第六十五条第一項第四号中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同項第六号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同項第十九号」を「同項第三十五号」に改め、同項第七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第二十八号」に改め、同条第七項中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に、「第百十八条の二十五の二第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同条第九項、第十項及び第十四項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第六十五条の四第一項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「同条第二項第四号ロ」を「同条第二項第四号ハ」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項第二十二号の二中「決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第一号」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十八号」に、「第百十三条」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定める計画」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「）が」を「）又は同項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業（当該マンション除却敷地売却事業に係る財務省令で定める計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が」に、「第百二十四条第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第六十五条の七第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日（次の表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、令和十年三月三十一日）」に、「次の表」を「同表」に、「第一号」を「第二号」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同項の表の第一号の上欄中「イ又はロに掲げる区域にあつては、」、「平成二十六年四月一日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同欄のハを削り、同号の下欄中「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同表の第二号の下欄中「既成市街地等」を「次に掲げる区域」に改め、同欄に次のように加える。

イ　既成市街地等であつて、次に掲げる区域（当該区域が都市再開発法第二条の三第一項に規定する大都市の区域に該当する場合にあつては、当該大都市の区域に係る同項に規定する都市再開発の方針に定められた同項第二号に規定する地区の区域に該当するものに限る。）

(1)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項に規定する防災街区整備方針に定められた同項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域

(2)　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内の区域

(3)　都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域

ロ　既成市街地等であつて、被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

ハ　既成市街地等であつて、イ及びロに掲げる区域以外の区域